

平成28年度「ジェットロ中小企業等外国出願支援事業」 申請者（中小企業等）向けQ & A

<事業内容>

Q1 本年度の5月に特許について外国出願を行いました。この外国出願に要した費用について助成を受けることができますか？

A. できません。応募受付期間（平成28年6月1日（水）～平成28年6月30日（木））に本事業に申請していただき、審査の結果、採択決定後（平成28年8月以降を予定）、年内に行う外国出願に要した費用のみが本事業の助成対象となります。

Q2 ジェットロ及び都道府県等中小企業支援センター（以下「センター」という。）の両方に同時に申請することはできますか？

また、センターに申請した結果、採択され、補助金を受けた同一の案件についてジェットロに申請した場合、追加の助成を受けることはできますか？

A. 同一の案件について、センター及びジェットロに重複して申請することは可能ですが、センター及びジェットロから重複して助成を受けることはできません。一方、センターで採択された案件と別の案件であれば、ジェットロで採択されることもあり得ます。ただし、1申請者当たりの補助金の上限額は、センターからの補助金、及びジェットロからの補助金の合計額で300万円となります。

Q3 冒認対策商標とはなんですか？

A. 本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け（先取り）出願」を冒認出願、その対策を目的として外国へ出願する商標を「冒認対策商標」と定義付けしています。なお、冒認対策商標で申請する場合、冒認対策の意思があればよく、具体的な事業計画は必要ありません。

<申請資格者>

Q4 申請資格でいうところの中小企業の定義とは、どのようなものですか？

A. 下記表1に該当する事業者（中小企業支援法第2条に規定された要件を満たす者）で、大企業が実質的に経営に参画していない者（みなし大企業でない者）です。

表1

業種	資本金及び従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下又は300人以下
②卸売業	1億円以下又は100人以下
③サービス業	5,000万円以下又は100人以下
④小売業	5,000万円以下又は50人以下

(※) なお、「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

Q5 弁理士に依頼せず、自ら現地代理人に依頼して外国出願をする場合でも、申請することはできますか？

A. 申請者自身で必要な書類の提出ができることを条件に、申請することができます。

<助成対象となる出願>

Q6 一社で複数の外国特許出願を申請する予定ですが、複数の外国特許出願案件を本事業の助成対象とすることはできますか？

A. 複数の同じ権種の案件を申請することはできません。1申請者につき1種別1案件の申請に限らせていただきます。

Q7 パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 特許・実用新案・意匠の場合、優先権を主張しない出願は、国内出願が原因となって新規性を喪失し、権利取得の可能性が否定されてしまうため、助成対象とすることはできません。ただし、商標出願については上記の懸念がないことから、優先権主張を伴わない出願であっても、助成対象となります。

Q8 日本では漢字のみの文字商標で登録していますが、外国ではアルファベットによる読みを併記した形で出願したいと考えています。助成対象となりますか？

A. 原則として国内出願と同一内容の出願が助成対象となります。しかしながら、優先権主張を伴わない出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は「同一内容」の範囲として認めることがあります。「同一内容」かどうか、やむを得ない変更かの判断を必要としますので、外国出願を予定する商標(案)を提出するとともに、申請書の「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載してください。審査でやむを得ない変更と認められた場合、助成対象となります。なお、採択後の変更は、いかなる理由であっても認められません。ご承知ください。

Q9 特許審査ハイウェイ(PPH)を利用して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象となります。また、PPHの申請を出願と同時に行うのであれば、PPH申

請にかかる費用（代理人費用含む）についても助成対象経費となります。

Q10 欧州特許庁や欧州連合知的財産庁への出願案件は本事業の助成対象となりますか？

A. 欧州特許庁又は欧州連合知的財産庁（旧称：欧州共同体商標意匠庁）への出願手続についても、1国に対する出願と同趣旨ですので助成対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続については、登録査定後となりますので、出願後に発生する費用となるため助成対象にはなりません。

Q11 基礎となる国内出願の名義は社長個人となっていますが、中小企業者名義で外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 基礎とする国内出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者の名義であることが必要となります。したがって、国内出願が社長個人名義となっている場合、補助金を受けるためには、国内出願名義について中小企業者名に変更する必要があります。

Q12 他社と共同して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象となります。共同出願については、出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが助成対象経費となりますので、持ち分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等を提出してください。

<助成対象経費>

Q13 助成対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか？

A. 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。外国特許庁に出願するために要した費用としては、代理人の手数料や翻訳料のほか、外国特許庁へ出願料と同時に支払う費用が該当します。また出願と同時に初回支払った費用のみが助成対象となり、追加で支払った費用については助成対象となりません。

Q14 PCT国際出願に要する経費に関して、具体的な助成対象経費はなんですか？

A. 国内移行に要する費用が助成の対象となります。ただし、日本国特許庁への国内移行に要する費用は助成対象経費となりません。また、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料や予備審査手数料）は助成対象経費となりません。

Q15 審査請求料は、助成対象経費となりますか？

A. 外国特許庁への出願と同時に審査請求を行った場合には助成対象経費となります。ただし、外国特許庁への出願後、別途審査請求を行った場合には補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

同様に、出願と同時に補正を行う場合には、当該特許庁に支払う補正料も助成対象経費となります。ただし、補正の内容等を申請時に申請書に記載し、外国への出願内容を明

らかにしてください。

出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）も、助成対象経費です。

ただし優先権証明書取寄手数料(日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料)は助成対象経費となりません。

Q 1 6 外国商標の先行登録調査費用は、助成対象経費となりますか？

A. 助成対象経費とはなりません。外国特許庁に出願するために要した経費が対象となるためです。

Q 1 7 送金手数料は、助成対象経費となりますか？

A. 助成対象経費となります。ただし本事業に無関係な案件とともに銀行送金をした際の送金手数料は、助成対象外とさせていただきます。

Q 1 8 外国出願に要した現地費用の換算にはどのレートを使用しますか？

A. 現地代理人からの請求に対する支払をした際の送金レートを使用してください。現地代理人が、現地通貨から決済通貨へ換算して請求している場合は、請求日の現地通貨レート表等の提出が必要です。決済通貨への換算レートが市場レートから大きく乖離している場合等は、ジェトロで市場レートを適用して再計算させていただきます。

<申請方法>

Q 1 9 申請できる件数に制限はありますか？

A. できるだけ多くの中小企業者等に本事業の実施効果をもたらす目的から、申請は1社につき1種別1案件に限らせていただきます。

Q 2 0 商標出願申請について、募集案内別添2の「先行技術調査等の結果」は、どのようなものを提出すればいいのですか？

A. 選任弁理士（選任代理人）と必要な調査について相談の上で、最低限の調査として、J-PlatPat を使用した先行登録調査の検索結果を提出してください。審査において適正な評価を受けられるように、J-PlatPatに加え、外国での調査結果（J-PlatPatに相当する国際機関や主な出願予定国における無料データベースによる検索結果）を添付することをお勧めします。

Q 2 1 申請しようと思う特許出願に係る事業について、投資会社による評価をうけました。募集案内別添2の提出書類（任意）の「第三者による知財、事業計画、資金的能力に関する評価書」に該当しますか？

A. 評価者が評価分野において知見のある第三者であれば該当します。写しを提出していただければ、審査の参考とします。

<スケジュール>

Q 2 2 外国出願が完了する前に補助金を受け取ることはできますか？

A. できません。そのため、申請者には、外国出願にかかる費用の全額を一旦支払っていただくこととなります。その後、実績報告書等をジェトロに提出していただき、補助金の交付額を決定してからお支払いすることとなります。

Q 2 3 補助金はいつ頃受け取ることができますか？

A. 翌年1月以降3月末までのお支払いを予定しています。

<留意事項>

Q 2 4 採択決定前に要した経費は助成対象となりますか？

A 採択決定後に行った外国出願に要する経費が対象となりますので、採択決定前に要した経費は助成対象となりません。

Q 2 5 外国出願はいつまでに完了すればいいですか？

A. 平成28年12月26日(月)17:00が実績報告書の最終提出締切ですので、当該実績報告書の提出に間に合うように外国出願を完了する必要があります。平成28年11月30日(水)までの外国出願の完了をおすすめしています。

Q 2 6 採択後、選任弁理士から、日本国内の基礎出願で記載した特許請求の範囲を外国出願では変更することを提案されました。変更してもよいでしょうか？

A. 申請内容から権利取得の可能性を審査しているため、採択後に特許請求の範囲を変更すると、審査段階から権利取得の可能性が変わることとなります。したがって、日本国内の基礎出願と実質的に同一ではあるが、出願国の制度上、やむを得ない変更(例:米国の制度に従い、請求項の従属関係を変更するなど)を行う場合を除き、変更できません。申請する前に、選任弁理士と出願内容について十分に相談してください。

PCT国際出願の国際調査報告書で新規性、進歩性を否定する文献が示された場合は、申請段階で外国出願における対応案(補正案)を提出するか、申請書に対応案(補正案)を記載することをおすすめします。対応案(補正案)には、変更(補正)内容が国内基礎出願の明細書に記載されたものであること、先行文献から新規性、進歩性が認められるものであることなどの説明も記載してください。また、先行技術調査は、対応案(補正案)に基づいて行い、その結果を記載してください。審査では、対応案の妥当性及び権利取得可能性を判断します。

国内基礎出願について拒絶理由等が通知されている場合も、国際調査報告書の場合と同様、申請段階で外国出願における対応案(補正案)、もしくは、当該拒絶理由に対する手続補正書等を提出することをおすすめします。先行技術調査は、対応案(補正案)等に基づいて行ってください。